

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月22日
【事業年度】	第32期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	株式会社ぐるなび
【英訳名】	Gurunavi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉原 章郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
【電話番号】	(03)3500 - 9700(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 山田 晃久
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
【電話番号】	(03)3500 - 9700(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 山田 晃久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	36,979,024	36,226,323	32,728,553	30,927,243	16,181,206
経常利益又は経常損失() (千円)	6,813,308	4,809,627	1,289,284	1,894,087	7,269,686
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	4,799,027	3,192,993	581,408	949,019	9,704,279
包括利益 (千円)	4,774,853	3,189,683	727,944	841,207	9,768,279
純資産額 (千円)	18,038,549	19,186,995	18,704,076	19,270,557	9,375,392
総資産額 (千円)	23,917,035	25,457,398	23,797,808	23,979,668	13,567,882
1株当たり純資産額 (円)	385.31	409.70	398.48	409.90	198.02
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	102.25	68.27	12.42	20.26	206.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	101.93	68.12	12.41	20.25	-
自己資本比率 (%)	75.3	75.3	78.4	80.1	68.5
自己資本利益率 (%)	25.1	17.2	3.1	5.0	68.1
株価収益率 (倍)	22.8	21.7	56.0	27.4	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,325,218	6,778,362	3,339,179	4,177,296	3,815,192
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,476,822	4,675,520	2,447,770	182,752	147,168
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,028,137	2,036,596	1,236,388	327,507	187,373
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	7,922,826	8,000,729	7,630,364	11,653,173	7,507,254
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,788 (287)	1,808 (288)	1,783 (259)	1,476 (244)	1,442 (233)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第32期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (千円)	36,914,074	36,197,790	32,692,986	30,894,410	16,168,647
経常利益又は経常損失 () (千円)	6,740,707	4,782,299	1,123,522	1,779,715	6,921,482
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	4,745,730	3,185,171	448,596	867,604	9,311,618
資本金 (千円)	2,334,300	2,334,300	2,334,300	2,334,300	2,334,300
発行済株式総数 (株)	48,675,100	48,675,100	48,675,100	48,675,100	48,675,100
純資産額 (千円)	17,511,143	18,639,634	18,047,986	18,545,969	9,036,141
総資産額 (千円)	23,446,836	24,904,610	23,111,185	23,236,629	13,261,526
1株当たり純資産額 (円)	374.03	398.00	384.47	394.44	190.79
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	42 (20)	44 (22)	8 (5)	8 (4)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	101.12	68.10	9.58	18.52	198.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	100.80	67.95	9.57	18.51	-
自己資本比率 (%)	74.6	74.8	77.9	79.6	67.5
自己資本利益率 (%)	25.5	17.6	2.4	4.8	67.9
株価収益率 (倍)	23.0	21.8	72.5	30.0	-
配当性向 (%)	41.5	64.6	83.5	43.2	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,695 (67)	1,717 (65)	1,688 (52)	1,403 (49)	1,379 (51)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	89 (115)	59 (133)	30 (126)	25 (114)	27 (162)
最高株価 (円)	3,165	2,315	1,609	1,100	910
最低株価 (円)	2,161	1,296	623	463	441

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第32期の株価収益率、配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

1989年10月	東京都千代田区にて設立、交通広告代理店業務を開始。（商号：㈱交通アド）
1996年6月	㈱エヌケーピーの事業部として飲食店情報検索サイト「ぐるなび」開設。
1998年2月	㈱エヌケーピーの「ぐるなび」事業として大阪営業所開設。
1999年5月	㈱エヌケーピーの「ぐるなび」事業として名古屋営業所開設。
8月	交通広告代理店業務を停止。
12月	商号を㈱インターネットなび東京に変更。
2000年2月	商号を㈱ぐるなびに変更。
3月	㈱エヌケーピーより飲食店情報検索サイト事業「ぐるなび」を譲受け。
2001年1月	福岡営業所開設。
4月	北海道営業所開設。 仙台営業所開設。
2002年7月	㈱エヌケーピーより鉄道時刻表検索サービス事業を譲受け。（2019年3月にサービス終了）
2004年4月	㈱トラベルサイトより旅情報事業を譲受け。
11月	広島営業所開設。 沖縄営業所開設。
12月	横浜営業所開設。
2005年4月	神戸営業所開設。（2021年2月に閉鎖） 大阪証券取引所ヘラクレス市場上場。 埼玉営業所開設。
6月	千葉営業所開設。
7月	京都営業所開設。
10月	ジョイジョイ㈱を子会社化。
11月	㈱ぐるなびプロモーションコミュニティ設立。 咕嚕妈咪（上海）信息咨询有限公司（ぐるなび上海社）設立。
2007年10月	東京地下鉄㈱と共同で「レッツエンジョイ東京」事業を行う㈱インターネットなび東京を吸収合併。
2008年1月	フェリカポケットマーケティング㈱を、ソニー㈱他5社と共同で設立。
7月	上海万食通互联网技术有限公司の出資持分49%を譲受け。
12月	東京証券取引所市場第一部上場。
2009年1月	大阪証券取引所ヘラクレス市場上場廃止。
2010年8月	㈱ジーアンドティープランニングを㈱タスカルと共同で設立。
10月	本店・本社事務所を現在地に移転。 ㈱ぐるなび総研設立。 ジョイジョイ㈱を吸収合併。
11月	㈱ぐるなびサポートアソシエ設立。
2011年5月	㈱日本食材情報を、㈱食文化、東京シティ青果㈱、丸千千代田水産㈱と共同で設立。
6月	英文商号をGurunavi, Inc. に変更。
2013年1月	㈱ぐるなび6次産業化パートナーズ設立。
4月	静岡営業所開設。
5月	ぐるなび6次産業化パートナーズ投資事業有限責任組合設立。
2014年1月	㈱ジーアンドティープランニングを清算。
3月	フェリカポケットマーケティング㈱の株式を譲渡。
4月	鹿児島営業所開設。
5月	新潟営業所開設。 金沢営業所開設。
2015年6月	岡山営業所開設。
8月	茨城営業所開設。
2016年7月	愛媛営業所開設。
9月	栃木営業所開設。
10月	ぐるなび6次産業化パートナーズ投資事業有限責任組合を清算。
2017年7月	㈱ぐるなび6次産業化パートナーズを清算。
2019年9月	「レッツエンジョイ東京」事業を会社分割（簡易新設分割）により新設会社㈱レッツエンジョイ東京に承継し、新設会社の株式の90%を㈱エヌケーピーに譲渡。
2020年1月	法人向けフードデリバリー事業を会社分割（簡易吸収分割）によりOMOTENASHI㈱に承継。
2020年6月	「SURF&SNOW」事業を会社分割（簡易吸収分割）により㈱インブレイに承継。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株)ぐるなび)、連結子会社4社、非連結子会社1社及び関連会社1社により構成されております。主な事業内容は、パソコン・スマートフォン等による飲食店等の情報提供サービス、飲食店等の経営に関わる各種業務支援サービスの提供その他関連する事業であります。

当社及び当社の連結子会社の具体的な事業内容、事業に係わる位置付けは次のとおりです。

(1) 基盤事業

飲食店販促サービス

当社はインターネット上で運営する飲食店情報検索サイト『ぐるなび』(以下『ぐるなび』という。)を通して、利用者(ユーザー)に様々な飲食店情報をパソコン・スマートフォン等で提供しております。

飲食店販促サービスにおいては、飲食店の情報を『ぐるなび』と英語、韓国語、中国語(簡体字、繁体字)の4言語で飲食店情報を発信する「ぐるなび外国語版」に掲出し、その情報を飲食店が自らリアルタイムに更新することのできる「加盟店管理画面」やネット予約システム、店舗ページのアクセス集計・分析機能をもつ「ぐるなびマーケティングシステム(GON)」等を基本機能・サービスとして加盟飲食店へ提供しております。同時に、特集、パナー広告等『ぐるなび』サイト上での露出強化商品、ぐるなびe-DM(Eメールによるダイレクトメール)やレストランメール(各飲食店の会員として登録したユーザーへのメール配信機能)等ユーザーへ直接アプローチ可能な商品等、新規集客やリピート促進に効果的な商品を数多く取りそろえております。また、予約・顧客管理システム「ぐるなび台帳」やマルチ決済サービス「ぐるなびPay」等のICT化ツール、店舗業務を飲食店に代わって実施する「業務代行サービス」の提供を通じた業務支援等にも取り組んでおります。

さらに、インターネットの活用のみならず、各飲食店の経営課題に合わせて解決策を提案する営業担当者、定期的な訪問・サービス案内を行う(株)ぐるなびプロモーションコミュニティの巡回スタッフ、販売促進や店舗経営に関する多彩なセミナーを無料で提供する「ぐるなび大学」、コールセンター、ぐるなび通信(飲食店向け月刊情報誌)等により、加盟飲食店を人的にもサポートしております。

プロモーション

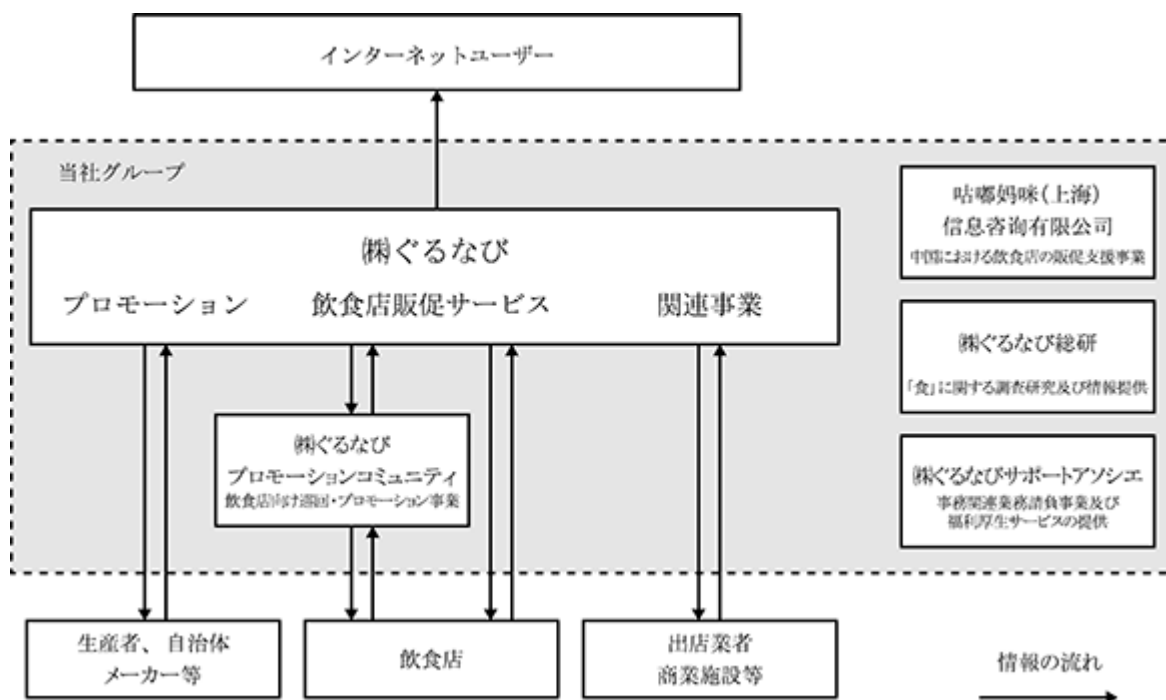
プロモーションでは、食品・飲料メーカー等に対し加盟飲食店・消費者を対象とした食に関するトレンド調査をはじめ当社が構築・蓄積してきた飲食店・消費者ネットワークや外食に関するデータベース等を活用した商品開発・販売促進支援を実施するほか、自治体等に対する地域経済活性化に関するプロモーション等食関連産業に対し大小様々なプロモーションサービスを提供しております。

(2) 関連事業

関連事業では、訪日外国人向け観光情報サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」、全国各地のご当地情報を発信する「ぐるたび」等を運営しております。これらの事業では、主に出店業者及び情報発信者として参加する業者からの加盟料及び販売手数料を収入としております。

また、連結子会社ではぐるなび上海社において中国での飲食店販促支援事業、(株)ぐるなび総研において「食」に関する調査研究及び情報提供、(株)ぐるなびサポートアソシエにおいて当社が委託した事務関連業務の請負及び福利厚生サービスの提供を行っております。

事業系統図は下記のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

2021年3月31日現在

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ぐるなびプロモーションコミュニティ	東京都千代田区	230	飲食店への巡回を通じた情報提供・情報収集業務、ぐるなびの商品及びサービスの案内・申込み取次業務、セールスプロモーション事業	100.0	加盟店の巡回 オフィスの転貸 役員の兼任あり
ぐるなび総研	東京都千代田区	50	「食」に関する総合的な調査研究及び情報提供	100.0	業務委託 オフィスの転貸 役員の兼任あり
ぐるなびサポートアソシエ (注) 1	東京都千代田区	20	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供	100.0 (5.0)	業務委託 オフィスの転貸 役員の兼任あり
咕嚕妈咪(上海)信息咨询有限公司 略称：ぐるなび上海社 (注) 2	中国(上海市)	650	中国におけるインターネットを活用した飲食店のPR及び販促活動支援事業	100.0	業務委託 役員の兼任あり

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)
1,442 (233)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員及び嘱託70人を含んでおります。また、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,379 (51)	37.3	7.3	5,246

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員及び嘱託49人を含んでおります。また、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境及び経営方針

新型コロナウイルスの感染拡大を機に、テレワークの普及等ライフスタイル変化に伴う外食機会の縮小、テイクアウトやデリバリー、ECの利用拡大・習慣化等、外食産業及び当社を取り巻く事業環境は大きく変容しております。加えて、グローバル化や少子高齢化の進展、DXの加速等今後もさらに社会ニーズの変容・多様化が予測される中で、当社が業績を回復し、さらに長期に亘って社会に必要とされる企業となるために、新たに当社のパーパス（存在意義）を「食でつなぐ。人を満たす。」と掲げました。このパーパスには、創業からつなぐ「日本の食文化を守り育てる」との想いを礎としつつ、「食」が持つあらゆる可能性を模索し、「食」を通じてあらゆるヒト・モノ・コトをつなぎ合わせることで、世の中に対して新たな価値を提供し続け、よりよい社会の実現に貢献していく企業であり続けたいという想いを込めています。

(2) 経営戦略及び対処すべき課題

飲食店を含む外食産業が厳しく先行き不透明な事業環境に置かれている中で、当社は上述のパーパスの下、飲食店の経営そのものを支援する企業へと進化すると同時に、外食産業の持続的な発展へと寄与することで、企業価値の拡大を図ってまいります。その上で、まずは現在直面している事業環境へ対応し、さらに今後起こり得る事業環境変化へ備えるべく、中核事業である飲食店支援事業の再成長に向けた取り組みと新規ビジネスの創出を推進し、経営体質の強化を図ることが中期的な課題であると認識しております。

まず中核事業である飲食店支援事業の再成長に向けた取り組みにおいては、イトイン予約に留まらず、テイクアウトやデリバリー、EC等のクロスユースを可能とする食の総合サイトへと進化することを目指しており、これにより消費者の利便性を高め飲食店への送客を拡大すると同時に、飲食店の販売チャネルの多角化による売上向上を支援いたします。この取り組みの一環として、4月23日に楽天グループ株式会社の運営する「楽天デリバリー」事業と「楽天リアルタイムテイクアウト」事業を会社分割により当社が継承する吸収分割契約を締結しております。他方、飲食店の食材仕入れや予約・顧客管理、接客等の飲食店業務をデジタルの活用により効率化し収益性の向上へとつなげる支援にも取り組みます。この取り組みの一環として、4月8日よりモバイルオーダーシステム「ぐるなびFineOrder」の提供を一部飲食店より先行的に開始しております。また同時に、成約率や顧客満足度の向上を目的とした営業活動の見直し、ターゲット顧客の拡大や加盟店の継続率向上を目的とした加盟プラン・料金体系の見直しにも取り組むことで、加盟飲食店の裾野拡大を図ってまいります。

新規ビジネスの創出においては、飲食店のみならず外食産業全体の発展に寄与すると同時に、飲食店以外の新たな収益源を構築することを目的としています。足元の取り組みとしては、食材受発注領域において飲食店、サプライヤー双方の業務効率向上等を目的とした「ぐるなび発注」のトライアルを開始しているほか、当社の保有する飲食店・料理人のネットワークや食に関する豊富なデータを活用し食関連メーカー等の商品開発、販売促進等を支援するサービスの展開に着手しております。

加えて、前述の の推進を加速すべく、組織及びシステム基盤の強化にも早期に取り組んでまいります。当期より着手しているオフィスの在り方や人事制度の見直しに加え、従業員の育成や処遇体系の見直しによる働きがいの向上により事業推進力の向上を図ります。また業務のプロセス効率化・精度向上を促進する新たなバックオフィスシステムや、多様化する顧客やサービスを支える新たなサービスプラットフォームの構築・活用を進めてまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項については、提出日現在において当社グループで想定される範囲で記載したものであります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による外食市場の縮小について

当社グループの連結売上高の大部分を占める飲食店販促サービス売上については、その成長を有料加盟店舗数及び店舗あたり契約高の増加に依存しているため、外食市場の動向、飲食業界の業況及び大口取引先の販売促進政策の変更並びに飲食店への来店客数の変動により影響を受けます。このため、新型コロナウイルスの感染拡大が収束せず、営業時間短縮等の措置が続き、飲食店営業に大きな影響が生じた場合、有料加盟店舗数及び店舗あたり契約高が減少することにより、当社業績に影響を与える可能性があります。

これに対し当社グループは、外食市場・顧客ニーズの変化に即した柔軟なサポート活動を継続するとともに、飲食店の販促支援企業から経営サポート企業へと進化することで、業績の回復・再成長につなげてまいります。

今後の事業展開について

当社グループでは、日本の食文化を守り育てるため、飲食店の販促支援に留まらない多面的な事業ポートフォリオを構築することを目指しておりますが、必ずしも想定通りに計画が進捗する保証はなく、また新規事業に関しては想定以上に人材の確保、設備の増強等追加的な費用が発生する可能性があるため、業績に影響を与える可能性があります。また、事業拡大の手段として企業合併又は買収等を行う可能性があります。必ずしも投資に見合った想定通りに効果が得られない可能性もあります。

そのため、新規事業等の事業計画については、経営執行会議でその進捗や収支計画、万一計画通りに進捗しなかった場合の撤退リスク・費用等を十分に評価する等の対策を講じております。

ユーザーの支持獲得について

当社グループは、主として「ぐるなび」のコンテンツの魅力を高めてユーザー数を増加させることにより飲食店の販売促進ツールとしての「ぐるなび」の価値を増大させ、加盟飲食店への送客を増加させることで収益増加を図っております。

今後、競合他社の動向や異業種による新たなビジネスモデルの出現によって「ぐるなび」のユーザー数が減少した場合、飲食店の販売促進ツールとしての「ぐるなび」の価値の低下や送客数伸び悩みにより、加盟飲食店が減少するなど業績に影響を与える可能性があります。

これに対し当社グループは、1億人以上を数える楽天IDと当社会員との連携をさらに拡大し、加盟飲食店で楽天ポイントが貯まる・使える環境を整備することでユーザー数の維持・拡大を図り、送客力・費用対効果の向上を通じ、有料加盟店舗数及び店舗あたり契約高の増大につなげてまいります。

競合について

当社グループは、ユーザーが飲食店選びの際に必要な「正確性、リアルタイム性、公平性」を備えた飲食店の情報を発信する「外食のオフィシャルサイト」（検索サイト）と、飲食店との絆を構築する人的サポート体制という、他に類を見ないオリジナルな事業インフラを構築し、「日本の食文化を守り育てる」ことを使命に、飲食店に対する多角的な支援によって外食業界の生産性向上に貢献しておりますが、インターネットを通じて情報を発信するサービスは参入障壁が低く、多くの新規事業者が出現しているため、将来、競合他社の動向や新たなビジネスモデルの出現によって顧客の選択肢が広がることにより、期待した収益を得られず業績に影響を受ける可能性があります。

これに対し当社グループは、常に競合の動向を把握したうえで新商品の投入などを行うほか、送客力のさらなる向上や新規顧客の開拓を通じて競争優位の維持に努めてまいります。

事業環境の変化へ対応するための投資について

当社グループはITを事業基盤としており、サービスの価値向上のために有効と思われる技術は積極的に取り入れておりますが、ITの進歩はめまぐるしいため、今後利用価値の高い新技術が出現した場合、導入している技術が陳腐化して、ネットワーク関連機器及びソフトウェア等の開発あるいは導入にかかる投資が予想以上に増加し、業績に影響を与える可能性があります。

そのため、最新の技術動向を常時把握するとともに、必要に応じて速やかに最新技術に投資できるよう資金の確保に努めております。

楽天グループ株式会社との関係について

当社は、インターネットサービス事業における高いシナジーの実現と、これによる今後の当社グループの業績拡大と発展を期待し、楽天グループ株式会社（以下「同社」といいます。）との間で資本業務提携関係にあり、同社は2021年3月31日現在、当社の発行済株式総数の14.4%を保有する主要株主かつ筆頭株主となっております。

当社の経営の重要な意思決定において、同社の事前承認や事前報告が必要な事項はなく、また当社と同社との間における取引関係も独立した第三者間と同様の一般的な取引条件で行っており、同社からの独立性は確保されている状況にあります。将来的にこの関係が解消される可能性は極めて低いと考えておりますが、万一維持されなくなった場合には、飲食店への送客力の低下に伴う収益の減少、あるいは当社グループの事業展開や資本政策への影響をもたらす可能性があります。

これに対し当社グループは、ぐるなび会員と楽天会員との相互連携や、資本業務提携契約に基づき、当社から楽天事業への支援活動を実施するなど、緊密かつ相互的な協力関係を構築することにより、両者の発展に貢献するよう努めてまいります。

人材の確保について

当社グループでは、事業拡大に伴って人材の確保と育成が重要な課題となっており、適正な人材の獲得・育成・維持・確保が計画通りに進捗しなかった場合、又は適正な人材が社外に流出した場合には、期待していた収益を得られないなど、業績に影響を与える場合があります。

そのため、内部での人材育成と抜擢及び多種多様な求人手段の活用による社員採用等外部からの人材登用に努めるとともに、「新しい働き方」の実施等により、やりがいと働きやすさの両立を図ることで、人材流出の防止を図っております。

開発体制について

当社グループでは、常に新しいサービスの創造を行っており、これにかかるシステムの開発のために積極的に人員を投入しておりますが、計画通りに開発要員を確保できない、あるいは開発計画と人員数・開発スキルの不均衡が生じた場合、事業の進行に遅れが生じ期待していた収益を得られないなど、業績に影響を与える可能性があります。また、開発投資の実行に対して想定通りの効果を得られない可能性もあります。

これに対し当社グループは、多種多様な求人手段の活用による社員採用等、さまざまな人材獲得手段を駆使して人材の確保に努めるほか、計画的かつ効率的な開発人員の配置及びスキル向上に努めております。

システムに関わるリスクについて

当社グループのサービスはインターネット上で提供されており、インターネットの接続環境及び社内外のコンピュータネットワーク等のインフラが良好に稼動することに大きく依存しております。社外からの破壊的行為、社内における人的ミス又は自然災害等によりシステムダウン等の障害が発生した場合、顧客に対するサービス提供の停止又はユーザー情報の消失等が発生するおそれがあります。その結果、サービス利用料の減収やユーザーに対する補償が生じたり、当社グループに対する信頼性の低下を招いたりすることによって、業績に影響を与える場合があります。

そのため、当社グループは、コンピュータネットワークシステムに関して、バックアップセンターの強化、各種サーバーの増強及び二重化、サーバールーム入室認証システムの導入並びに社内コンピュータネットワーク利用状況監視システム等、想定しうる限りの対策を行っております。

社内事務リスクについて

社内事務手続の不備により、加盟飲食店等との契約に定められたとおりのサービス提供ができなかった場合、加盟契約の解約による売上高の減少等、業績に影響を与える場合があります。

これに対し当社グループは、人の恣意性を排除する業務フローを構築するほか、バックオフィスシステムの刷新など顧客管理等に関する生産性向上に努めてまいります。

知的財産権について

当社グループのサービスに関する技術及びノウハウ、あるいはサービス名などに関する特許権・商標権等を他

社が先に取得しているなど、必要な知的財産権を保有していないことにより、サービスの開発又は販売等に支障が生じ、業績に影響を与える可能性があります。また、今後、当社の知的財産権侵害を理由とする訴訟等が発生しないとは限らず、かかる事態が発生した場合には、多額のライセンス料又は損害賠償の支払など、業績に影響を与える可能性があります。

これに対し当社グループでは、知的財産に関する専門部署を設置して、知的財産権の適切な出願、侵害の防止等その管理に努めており、新規に開発したサービスに関するもので知的財産権の対象となる可能性のあるものについては、必要に応じて特許権・商標権等の出願を行っております。

個人情報の取扱いについて

当社グループでは広く会員を募っており、会員登録に伴い各種の個人情報を取得しております。したがって、外部からの侵入者及び当社グループ関係者並びに業務委託先等により会員の個人情報が外部に流出して不正に使用された場合、損害賠償請求等当社グループの責任を問われるとともに、当社グループの評判を低下させ、業績に影響を与える場合があります。

これに対し当社グループでは、個人情報を含む秘密情報の保護・管理に関する専門部署を設置した上で、コンピュータシステムにおけるセキュリティの強化を常時行くと共に、個人情報保護に関する各種規程を定めて運用しており、また、ユーザーに対しても当社グループのサイト上にプライバシーポリシーを掲出し取り組みを明示しております。

インターネットを巡る法的規制の現状と今後の可能性及び影響について

当社グループの事業に関連したインターネットを巡る法的規制は限定的ですが、今後インターネットユーザー及び関連事業者を対象とした法的規制が制定された場合、「ぐるなび」における情報表示等に関する大規模な改修が必要となり、相応の費用が発生するなど、業績に影響を与える可能性があります。

震災等の巨大災害の発生について

震災等の巨大災害が大都市で発生した場合には、多数の飲食店等の顧客に甚大な被害が生じるほか、当社の人員、施設、システム等にも著しい損害が発生することが予想され、顧客やサービス提供の基盤の喪失により、収益に重大な影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループは、サーバーの二重化や事業継続計画の策定など、事業基盤を維持するための様々な対策を講じております。

海外子会社及び海外事業について

海外子会社及び海外事業においては、当該国の政治・経済情勢や規制状況の変化に起因した代金回収や事業遂行の遅延・不能等が発生する場合があります、業績に影響を与える場合があります。

訴訟

当社グループがステークホルダーを含む第三者から損害賠償などの訴訟を起こされた場合、当社グループの事業展開に支障が生じたり、保有するブランドイメージを毀損したりする場合があります。また金銭的負担により、業績に影響が出る場合があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要になる事項については、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っておりますが、見積りは不確実性をともなうため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況及び当該経営成績等に関する経営者の視点による認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により第1四半期において急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。第2四半期には社会経済活動レベルが段階的に引き上げられ持ち直しの動きが見られましたが、12月以降は感染症再拡大によりその動きも停滞いたしました。

当社サービスの対象である外食産業は、緊急事態宣言下における営業時間短縮や消費者の外出自粛、生活様式の変容等により売上が大幅に落ち込み、極めて厳しい経営状況が続きました。

当連結会計年度末において、流動資産が現預金及び売掛金の減少を主因に前年度末比6,337百万円減少したのに加え、固定資産が有形及び無形固定資産の減損処理、繰延税金資産の取り崩し等により同4,073百万円減少したことから、総資産は同10,411百万円減少し13,567百万円となりました。

負債は、未払金や未払法人税等の減少、賞与引当金の取り崩し等により前年度末比516百万円減少し4,192百万円となりました。

なお「Go To Eatキャンペーン」の運営に伴い、流動資産（現預金）及び流動負債（預り金）にそれぞれ1,508百万円を計上しております。

純資産は、主に利益剰余金の減少により前年度末比9,895百万円減少し9,375百万円となりました。

当社では、今般の新型コロナウイルス感染症による事業への影響の長期化に備え、金融機関との間のコミットメントライン契約の締結により機動的かつ安定的な資金調達手段を確保しております。

当連結会計年度の売上高は16,181百万円（前期比52.3%）となりました。事業の区分別売上高は下表のとおりです。

（単位：千円）

	当連結会計年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ストック型サービス （対前年同期比、%）	10,480,521 43.8	1,350,617 22.5	3,148,975 52.7	3,250,255 53.3	2,730,672 46.9
スポット型サービス （対前年同期比、%）	2,803,361 62.3	125,081 12.9	412,931 40.4	1,750,024 115.8	515,323 51.7
飲食店販促サービス （対前年同期比、%）	13,283,882 46.8	1,475,699 21.1	3,561,907 50.9	5,000,279 65.7	3,245,995 47.6
プロモーション （対前年同期比、%）	2,137,728 269.9	133,066 112.6	317,915 177.4	1,033,148 514.9	653,597 222.3
関連事業 （対前年同期比、%）	759,595 43.9	174,594 38.7	160,935 37.1	184,363 39.9	239,702 62.7
合計 （対前年同期比、%）	16,181,206 52.3	1,783,360 23.6	4,040,757 53.1	6,217,791 75.2	4,139,296 55.2

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

飲食店販促サービスのうちストック型サービスの売上高は、第1四半期において実施した請求金額の減免対応の影響に加え、資金繰りの悪化等を背景とした加盟飲食店の退会や契約金額減額が年間を通じて高水準で発生したことから前期比43.8%に落ち込み、また有料加盟店舗数は前期末より10,973店舗減少し44,532店舗となりました。他方スポット型サービスについては、第3四半期において「Go To Eatキャンペーン」等の需要喚起策の効果が見られたものの、総じて消費者の外食需要低下によるネット予約利用の減少を主因とし売上高が前期比62.3%となりました。プロモーションについては、「Go To Eatキャンペーン」の運営受託収入及び後述の「ぐるなびFOODMALL」の運営に係る費用補助収入を計上したことから前期を大幅に上回りました。関連事業については前期実施した「レッツエンジョイ東京」事業及び法人向けフードデリバリー事業、また当期に実施した「SURF&SNOW」事業の会社分割を主因とし前期を下回りました。

費用面については、原価が主に売上減少に伴い減少したほか、ネット予約利用減少に伴うポイント費用の低減、広告費の投下抑制、人員採用の厳格化と賞与の減額に伴う人件費の減少等により前期を下回りました。

以上の結果、営業損失は7,423百万円（前期は営業利益1,826百万円）、経常損失は7,269百万円（前期は経常利益1,894百万円）となりました。なお第4四半期において固定資産の減損処理に伴う減損損失1,982百万円を計上したこと、第2四半期及び第4四半期において繰延税金資産を取り崩し法人税等調整額を863百万円計上したことにより親会

社株主に帰属する当期純損失は9,704百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益949百万円）となりました。

当社は当期、厳しい事業環境に置かれた外食産業の復興と当社業績の回復・再成長を目指し、新型コロナウイルス感染拡大を機に飲食店が新たに抱える経営課題の解決支援と、消費者がより安心して便利に飲食店を楽しむことのできる仕組みの構築に取り組んでまいりました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

まず飲食店のコロナ禍における売上確保に関して、イトイン以外の販売チャネル多角化支援として「ぐるなび」サイトにおけるテイクアウト情報の充実・露出強化や、楽天グループ株式会社の運営する事前注文・決済型テイクアウトサービス「楽天リアルタイムテイクアウト」との連携を開始（7月）しました。また飲食店の業務効率及び生産性向上に関して、6月よりテイクアウトでの販売チャネル多角化や顧客・座席管理の効率化、効果的な情報発信等コロナ禍の飲食店に必要な支援をパッケージ化した新サービスプランの提供を開始したほか、農林水産省の実施する復興施策の一環として7月に開設した飲食店向け国産食材ECサイト「ぐるなびFOODMALL ~Farm to Restaurant to Table~」の運営を受託し飲食店の食材仕入れ支援にも取り組みました。

他方消費者の安心・安全に配慮したお店選びのサポート策として、店舗ページでの新型コロナウイルス感染症対策の実施状況の表示（7月）や、検索機能への感染症対策を実施している飲食店の絞り込み機能の追加（9月）を実施したほか、12月には飲食店の混雑状況を可視化しリアルタイムに情報発信するサービス「飲食店LIVEカメラ」の実証実験を開始しました。加えて11月にLINE株式会社が提供する「LINEで予約」との連携を開始したほか、サイト内の検索・予約導線の改良に継続的に取り組むことで「ぐるなび」サイトの利便性向上に取り組みました。これらの取り組みの結果として、ユーザー基盤である楽天ID連携会員数が前期末比79.3%増の455万人へと拡大いたしました。

一方で、感染症の収束の見通しは不透明であり影響の長期化が懸念される中において、安定的な事業継続を目的とした固定費の削減にも着手いたしました。具体的には、全国21か所の当社オフィスのうち、東京本社及び大阪営業所についてはオフィスの一部返却による面積削減、神戸営業所については大阪営業所への統合、その他の営業所（名古屋、福岡を除く）についてはオフィスの移転（縮小）を2020年11月以降段階的に実施しております。同時に、社内手続きのオンライン化・プロセス見直し、フレックスタイム等人事制度の整備等、場所や時間にとらわれることなく働くための仕組みや環境の整備を進めることで、社員のより一層の価値創造性、生産性の向上を図っております。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年の4,177百万円の収入から3,815百万円の支出に転じました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、147百万円の支出（前年は182百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いにより187百万円の支出（前年比140百万円の支出減）となりました。

以上のほか為替換算差を含め、現金及び現金同等物の期末残高は当年度において4,145百万円減少し、7,507百万円となりました。

当社グループにおける主な資金需要は、営業活動等に係る人件費やサービスの制作・運用に係る外注費、事務所賃借料等の運転資金のほか、サービスの拡大・強化に係るソフトウェア投資等の設備資金です。これらの資金需要について自己資金を充当しております。

なお、生産実績については、当社グループは飲食店販促支援事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。また、当社グループの主たる業務である飲食店販促支援事業は、提供するサービスの性格上、受注の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は総額872百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (人)
		敷金及び 保証金	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所	967,182	967,182	1,035
北海道営業所 (札幌市中央区)	事務所	5,825	5,825	14
仙台営業所 (仙台市青葉区)	事務所	9,583	9,583	11
茨城営業所 (水戸市)	事務所	3,622	3,622	5
栃木営業所 (宇都宮市)	事務所	4,645	4,645	4
埼玉営業所 (さいたま市大宮区)	事務所	10,932	10,932	8
千葉営業所 (船橋市)	事務所	11,466	11,466	12
横浜営業所 (横浜市神奈川区)	事務所	17,108	17,108	28
新潟営業所 (新潟市中央区)	事務所	2,202	2,202	6
金沢営業所 (金沢市)	事務所	3,086	3,086	6
静岡営業所 (静岡市葵区)	事務所	5,809	5,809	8
名古屋営業所 (名古屋市中村区)	事務所	27,470	27,470	25
京都営業所 (京都市下京区)	事務所	6,248	6,248	12
大阪営業所 (大阪市北区)	事務所	147,187	147,187	147
岡山営業所 (岡山市北区)	事務所	2,537	2,537	6
広島営業所 (広島市中区)	事務所	4,174	4,174	9
愛媛営業所 (松山市)	事務所	4,004	4,004	6
福岡営業所 (福岡市博多区)	事務所	22,392	22,392	28
鹿児島営業所 (鹿児島市)	事務所	2,986	2,986	4
沖縄営業所 (那覇市)	事務所	5,180	5,180	5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数を記載しております。

3. 上記の事務所は全て賃借であります。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数(人)
			敷金及び保証金	合計	
(株)ぐるなびプロモーションコミュニティ	東京都千代田区	事務所	-	-	19
(株)ぐるなび総研	東京都千代田区	事務所	4	4	-
(株)ぐるなびサポートアソシエ	東京都千代田区	事務所	6,628	6,628	29

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員数を記載しております。
3. 上記の事務所は全て賃借であります。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数(人)
			敷金及び保証金	合計	
都媽(上海)信息咨询有限公司	中国上海市	事務所	3,858	3,858	15

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員数を記載しております。
3. 上記の事務所は全て賃借であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資については、業容の拡大に伴う投資効率、顧客へのサービス品質の維持・向上を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社	東京都千代田区	インターネット 検索サービス関連 ソフトウェア	600	-	自己資金	2021年4月	2022年3月	サービス 品質向上
本社	東京都千代田区	ネットワーク 機器関連	100	-	自己資金	2021年4月	2022年3月	サービス 品質向上
本社	東京都千代田区	店舗設備	400	-	自己資金	2021年4月	2022年3月	サービス 拡充

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,000,000
計	184,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	48,675,100	48,675,100	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	48,675,100	48,675,100		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

イ. 平成23年12月発行新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	2011年11月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6
新株予約権の数(個)	80 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2011年12月10日 至 2041年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 312 資本組入額 156 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 調整後付与株式数については、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- また上記のほか、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整します。付与株式数の調整を行うときは、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とします。
3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価311円を合算しております。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができるものとします。
 - (2) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとします。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付に関する決定方針

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

□. 2018年4月発行新株予約権

決議年月日	2018年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 467
新株予約権の数(個)	2,017 [1,987] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 201,700 [198,700] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,519 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,886 資本組入額 943 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日(2021年5月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数を適用する日については、注記2(2)を準用します。
- また上記のほか、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整します。付与株式数の調整を行うときは、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。
- 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)とし、割当日当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値とします。ただし、行使価額の調整は、以下のとおりとします。

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)これを適用します。

上記(1) 及び に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への株式無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整します。行使価額の調整を行うときは、適用日の前日までに必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,519円と付与日における公正な評価単価367円を合算しております。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注) 4 に準じて決定します。

八. 2020年9月発行新株予約権

決議年月日	2020年8月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 7
新株予約権の数(個)	234 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年9月25日 至 2025年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 684 資本組入額 342 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」といいます)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価683円を合算しております。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役(社外取締役を除きます)、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要します。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではありません。

(3) 新株予約権の相続は認められないものとします。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特別として認めた場合はこの限りではありません。

(4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができるものとします。

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます）からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができません。

割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33.4%について行使することができるものとします（行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします）。

割当日の2年後の応当日から割当日3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66.7%（ただし、割当日2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の66.7%までとします）について行使することができるものとします（行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします）。

割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができるものとします。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限り）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限り）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限り）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の、
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記４．に準じて決定します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)	22,691,100	48,675,100		2,334,300		2,884,780

(注) 2014年4月1日付で1株を2株とする株式分割を実施しております。これにより発行済株式の総数は25,984,000株増加して51,968,000株となっております。また、自己株式3,292,900株を消却しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	25	37	98	121	46	17,486	17,813	-
所有株式数 (単元)	-	78,341	16,194	134,134	47,666	165	210,130	486,630	12,100
所有株式数 の割合(%)	-	16.09	3.32	27.56	9.79	0.03	43.18	100.00	-

(注) 1. 自己株式1,757,262株は、「個人その他」に17,572単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

2. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が18単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	7,017,300	14.96
滝 久雄	東京都大田区	5,969,200	12.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,974,900	4.21
公益財団法人日本交通文化協会	東京都千代田区有楽町1-1-3	1,862,800	3.97
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木2-28-12	1,128,500	2.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	1,115,200	2.38
東京地下鉄株式会社	東京都台東区東上野3-19-6	973,600	2.08
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 京浜急行電鉄口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	902,600	1.92
滝 裕子	東京都港区	847,000	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託東急株式会社口)	東京都港区浜松町2-11-3	702,600	1.50
計		22,493,700	47.94

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,757,262株あります。

2. 楽天株式会社は2021年4月1日付で楽天グループ株式会社に商号変更をしております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,757,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,905,800	469,058	
単元未満株式	普通株式 12,100		
発行済株式総数	48,675,100		
総株主の議決権		469,058	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,800株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数18個が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ぐるなび	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	1,757,200		1,757,200	3.61
計		1,757,200		1,757,200	3.61

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間 (自 2021年4月1日 至 2021年5月31日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自 己株式の処分)	49,300	130,364	-	-
保有自己株式数	1,757,262	-	1,757,262	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として捉えており、企業価値の最大化を念頭に健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ収益状況に応じた利益還元を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度については、前述の当期連結業績を踏まえ、現時点において外食産業の復興のための積極的な事業展開に備えた内部留保の確保が最も重要な課題であること等から、誠に遺憾ながら、無配といたしました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社では、株主重視の原則の下、取締役の経営責任を強く意識しており、不正の防止及び意思決定過程の明確化、業務執行内容についての合理性も確保が図られるようなコーポレート・ガバナンスのあり方を充実させていくことを基本方針としております。

取締役会は、代表取締役1名を含む7名の取締役（うち社外取締役5名）により構成され、原則として毎月開催し、経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は、4名の監査役（うち社外監査役3名）により構成され、原則として毎月開催しております。各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の職務執行状況を監査しております。

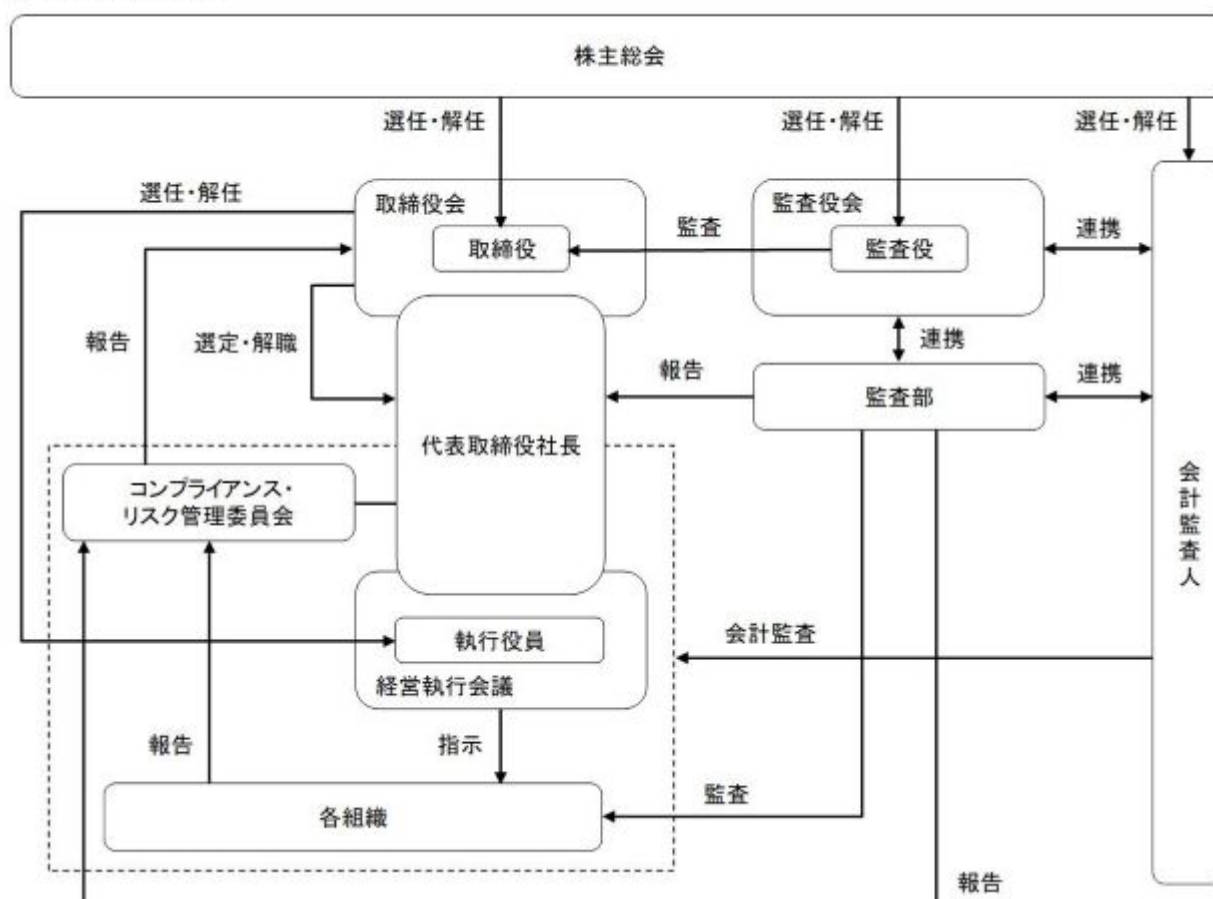
なお、上記社外取締役5名のうち3名及び社外監査役3名について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（以下「独立役員」という。）として指定し、同取引所に届け出ております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会による監督機能と執行役員による業務執行機能を分離し、ガバナンスを強化しております。さらに、取締役会で決議した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を審議し、あわせて業務執行の意思決定を行うために経営執行会議を設置し、これを定期的に開催しております。経営執行会議は、代表取締役社長及び執行役員で構成され、常勤監査役も出席しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。

参考資料「模式図」

(2021年6月22日現在)



ロ．当該体制を採用する理由

当社では、筆頭株主出身の代表取締役社長と大株主である取締役会長が経営陣に加わり、株主の立場を踏まえて企業理念を実践し、企業価値の向上に努めております。かかる企業価値向上への取組みによって一般株主の利益保護も図られていると考えてはおりますが、一般株主の目線から見た場合、大株主の利益に偏り一般株主の利益を損なうおそれがないのかといった懸念が生じる可能性もあります。そこで、このような懸念を払拭すべく当社では監査役会を構成する社外監査役を基本的に独立役員で構成するとともに、3名の独立役員であ

る社外取締役を選任し、取締役会における議決権の行使及び妥当性の監督を背景としたコントロールを業務執行全般に対し及ぼすことにより、一般株主の利益保護にも十全を期しております。

八．内部統制システムの整備の状況

当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員(以下「取締役等」という。)、使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するために以下の体制を構築しております。

- (1) 当社は、当社グループ(当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ)のコンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- (3) 当社は、当社グループ各社の役員、従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。
当社は、コンプライアンス相談窓口運用規程を定め、当社グループ各社の従業員が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署又は外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。
報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。
- (5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。
- (6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社及び当社子会社の役員、従業員に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- (7) 当社の内部監査部署は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

二．損失の危険に関する規定その他の体制

リスク管理に関して以下の体制を構築しております。

- (1) コンプライアンス・リスク管理担当執行役員は、当社グループ全体のリスク管理基本規程を制定する。同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態又は危機の発生に備え、当社グループ全体の危機管理基本規程及び大規模災害時対応要領を定め、当社グループ各社の役員、従業員に周知する。

ホ．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。
- (2) 当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有しております。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

(4) 当社子会社の取締役等は、当社の関係会社管理規程に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行しております。

コーポレート・ガバナンスの実施状況

取締役会・監査役会の開催、出席状況

- ・取締役会は、原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度における取締役会は12回開催し、社外取締役の出席率は96%であります。
- ・監査役会は、原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度における監査役会は13回開催し、社外監査役の出席率は100%であります。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役は15名以内とする旨、また株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、業務、財産の状況その他の事情に対応して機動的に自己株式の取得を行うことができるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して株主代表訴訟を含む損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為若しくは法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の対象外にしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人として選任された従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元のため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 会長	滝 久雄	1940年2月3日生	1963年4月 三菱金属(株)(現三菱マテリアル(株)) 入社 1984年8月 (株)エヌケービーコンピュータサー ビス(現(株)エヌケービーシステム 開発)代表取締役 1989年10月 当社取締役 1993年6月 公益財団法人日本交通文化協会理 事長(代表理事、現任) 1999年12月 当社代表取締役会長兼社長 2001年6月 当社代表取締役会長 2004年3月 当社取締役会長 2005年10月 (株)滝久雄投資研究所(現(株)滝久雄 ビジネス研究所)代表取締役(現 任) 同年12月 (株)フジトラ(現(株)フジトラベルセ ンター)代表取締役(現任) 2010年2月 当社代表取締役会長 同年7月 当社代表取締役会長企画開発本部 長 同年10月 (株)ぐるなび総研代表取締役社長 (現任) 2011年4月 (株)エヌケービー取締役会長(現任) 2014年6月 当社代表取締役会長企画開発本部 長兼Let's事業推進部門長 2015年11月 当社代表取締役会長企画開発本部 長 2016年6月 当社代表取締役会長 同年11月 当社代表取締役会長企画開発本部 長 2019年6月 当社取締役会長(現任)	(注) 3	59,692
代表取締役 社長	杉原 章郎	1969年8月26日生	1996年3月 インターネットサービス会社 起 業 1997年2月 (株)エム・ディー・エム(現 楽天 グループ(株))の共同創業者として 参画 1999年11月 楽天(株)取締役新規事業開発部部長 2000年10月 楽天ブックス(株)(現 楽天グルー プ(株))代表取締役社長 2003年3月 楽天(株)(現 楽天グループ(株))取締 役執行役員 2006年4月 楽天(株)取締役常務執行役員EC事業 カンパニー第二EC事業本部本部長 2007年7月 楽天(株)取締役常務執行役員CPO (Chief Produce Officer)開発編 成統括本部本部長 2012年4月 楽天(株)取締役常務執行役員人事総 務担当役員 2016年3月 楽天(株)常務執行役員 2018年10月 楽天(株)常務執行役員オペレーショ ンディビジョンCHO(Chief Health Officer)シニアディレクター (Operation Division) 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	1,387

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	月原 統一 (注) 1	1947年10月25日生	1970年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入 行 1997年6月 同行取締役 2001年1月 同行常務執行役員 2003年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 2004年4月 同行専務取締役兼専務執行役員 2005年4月 同行専務取締役兼専務執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグル プ 専務執行役員 同年6月 同行副頭取兼副頭取執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグル プ 副社長執行役員 2006年4月 同行取締役 同年5月 三井住友カード㈱代表取締役社長 兼最高執行役員 2011年6月 三井住友カード㈱代表取締役会長 2012年6月 当社社外取締役(現任) 同年同月 三井住友カード㈱取締役会長 2013年6月 三井住友カード㈱特別顧問 同年同月 塩野義製薬㈱社外監査役 同年同月 エリーパワー㈱社外取締役(現任) 2016年4月 ㈱ヤマシタコーポレーション(現 ㈱ヤマシタ)社外取締役(現任) 2017年6月 有限責任監査法人トーマツI N E (独立非業務執行役員)(現任) 2017年11月 三井住友カード㈱顧問(現任) 2018年6月 デロイトトーマツ合同会社I N E (独立非業務執行役員)	(注) 3	67
取締役	佐藤 英彦 (注) 1	1945年4月25日生	1968年4月 警察庁入庁 2002年8月 警察庁長官 2005年2月 警察共済組合理事長 2011年6月 弁護士登録 同年同月 大日本住友製薬㈱社外監査役 同年同月 ㈱住生活グループ(現㈱LIXILグ ループ)社外取締役 2013年6月 大日本住友製薬㈱社外取締役 2014年6月 ㈱りそな銀行社外取締役 2015年6月 ㈱りそなホールディングス社外取 締役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	8
取締役	藤原 裕久 (注) 1	1960年11月6日生	1983年4月 東京急行電鉄㈱(現東急㈱)入社 2011年7月 同社執行役員 2015年6月 同社取締役 2018年4月 同社取締役常務執行役員(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	武田 和徳 (注) 1	1961年5月17日生	1986年4月 トヨタ自動車(株)入社 2006年7月 楽天(株)(現 楽天グループ(株))入社 同年同月 同社常務執行役員 2007年3月 同社取締役常務執行役員 2016年3月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役(現任) 同年7月 楽天(株)ライフ & レジャーカンパニープレジデント 2018年4月 同社副社長執行役員 2019年1月 楽天損害保険(株)取締役(現任) 同年5月 楽天(株)副社長執行役員コマースカンパニープレジデント(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) 同年7月 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長(現任) 2021年3月 株式会社SYホールディングス取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	河野 奈保 (注) 1	1976年11月22日生	2003年8月 楽天(株)(現 楽天グループ(株))入社 2013年5月 同社執行役員 2016年4月 同社上級執行役員 2017年4月 同社常務執行役員 2018年11月 同社常務執行役員CMO(Chief Marketing Officer)コマースカンパニーシニアヴァイスプレジデント(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年11月 楽天モバイル(株)常務執行役員CMO(Chief Marketing Officer)(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	鈴木 清司	1959年3月7日生	1981年4月 パイオニア(株)入社 1999年12月 当社取締役技術部長 2002年1月 当社取締役技術部長兼制作部長 2003年6月 当社取締役技術部長 2008年3月 当社取締役技術部門担当 2010年7月 当社取締役情報システム部門長 2011年6月 当社取締役執行役員情報システム部門長 2012年4月 当社取締役執行役員情報システム部門長兼情報セキュリティ担当 2013年11月 当社取締役執行役員情報システム部門長 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	741
監査役	南木 武輝 (注) 2	1945年3月9日生	1969年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1978年5月 南木法律事務所開設 1994年5月 南木・北沢法律事務所と改称、代表(現任) 1997年6月 日特エンジニアリング(株)社外監査役 2010年10月 (株)エヌケーピー社外監査役(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 5	115

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役	浅沼 唯明 (注) 2	1945年11月15日生	1970年4月 日本国有鉄道入社 1996年6月 西日本旅客鉄道(株)取締役岡山支社長 1999年6月 山陽ステーション開発(株)社長 2002年6月 岡山ステーション開発(株)社長 2007年6月 JR西日本コミュニケーションズ(株)社長 2012年6月 国連世界観光機関アジア太平洋センター代表 同年同月 一般財団法人アジア太平洋観光交流センター理事長 同年同月 ぐるなび総研(株)アドバイザー 2016年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 6	17
監査役	石田 義雄 (注) 2	1943年5月24日生	1967年4月 日本国有鉄道入社 1992年6月 東日本旅客鉄道(株)取締役高崎支社長 1997年6月 同社常務取締役東京地域本社長 2000年6月 同社代表取締役副社長鉄道事業本部長 2004年6月 同社取締役副会長技術関係(全般)、国際関係(全般) 2012年6月 同社監査役 2019年6月 (株)JR東日本パーソナルサービス顧問(現任) 2020年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 6	17
計					62,044

- (注) 1. 取締役月原紘一氏、佐藤英彦氏、藤原裕久氏、武田和徳氏及び河野奈保氏は、社外取締役であります。
2. 監査役南木武輝氏、浅沼唯明氏及び石田義雄氏は、社外監査役であります。
3. 2021年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2021年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から3年間
5. 2019年6月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2020年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
7. 取締役河野奈保氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は樋口奈保氏であります。
8. 当社は、経営管理体制の一層の強化を目的に執行役員制度を導入しております。執行役員は、専務執行役員として齊藤美保(旧姓：竹島)及び山田晃久、常務執行役員として越川直紀、犬塚祥敬及び今村俊一、執行役員として宇田川洋平、劉昊及び田村敏郎の計8名で構成されております。
9. 所有株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

社外取締役及び社外監査役について

イ. コーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

当社は、経営監視機能を強化するため、社外取締役5名及び社外監査役3名を選任しております。

取締役月原紘一氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく公平な助言、提言を行うことが期待されます。

取締役佐藤英彦氏は、警察庁長官としての経験や弁護士としての経験、法務の専門的な知識に基づく公平な助言、提言を行うことが期待されます。

取締役藤原裕久氏は、東急(株)において財務戦略の立案・推進に従事した経験と高い見識に基づく公平な助言、提言を行うことが期待されます。

取締役武田和徳氏は、経営者としての豊富な経験と消費者ビジネスに関する高い見識に基づく公平な助言、提言を行うことが期待されます。

取締役河野奈保氏は、EC事業などの消費者ビジネスをはじめとする高い見識に基づく公平な助言、提言を行うことが期待されます。

監査役南木武輝氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言・提言を行うことが期待されます。

監査役浅沼唯明氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識及び観光に関する豊富な知識と経験を有しているため、専門家の視点から助言、提言を行うことが期待されます。

監査役石田義雄氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識及び公共交通に関する豊富な知識と経験を有しているため、専門家の視点から助言、提言を行うことが期待されます。

以上から、各社外取締役及び社外監査役は、「口」当社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係

又は取引関係その他の利害関係の概要」に記載のとおり、一般株主との利益相反の観点からみて特記すべき利害関係がなく、かつ、他企業等における豊富な経験、見識及び専門的知見に基づき、社外の視点を入れた、公正な助言、提言を行うことが期待されるため、一般株主と利益相反の生じるおそれのない、独立した立場で取締役の業務執行を監督又は監査することが期待されます。

ロ．当社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

区分	氏名	当社との関係
社外取締役	月原 紘一	当社株式を6,708株所有しております。 なお、所有株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております（以下同じ）。
社外取締役	佐藤 英彦	当社株式を895株所有しております。 同氏が所属するひびき法律事務所との間で顧問契約を締結しており、年間120万円の顧問料の支払があります。
社外取締役	藤原 裕久	同氏が取締役常務執行役員である東急(株)は、当社株式を420,400株保有しております。また、同社との間で主として共同サイトの運営等に係る取引があります。
社外取締役	武田 和徳	同氏が副社長執行役員である楽天グループ(株)は、当社株式を7,017,300株保有しております。また、同社との間で主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の送客手数料のレベニューシェア及び当該会員への楽天ポイントの付与 ・楽天関連サービスの取次・紹介業務 ・楽天会員向けのアンケート及び広告出稿 ・出向者に対する給与支給
社外取締役	河野 奈保	同氏が常務執行役員である楽天グループ(株)は、当社株式を7,017,300株保有しております。また、同社との間で主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の送客手数料のレベニューシェア及び当該会員への楽天ポイントの付与 ・楽天関連サービスの取次・紹介業務 ・楽天会員向けのアンケート及び広告出稿 ・出向者に対する給与支給 同氏が常務執行役員である楽天モバイル(株)との間で、主として以下のような取引があります。 ・ぐるなびコールの委託 ・楽天関連サービスの取次・紹介業務 ・出向者に対する給与支給
社外監査役	南木 武輝	(株)エヌケーピーとの間でプロモーションその他広告宣伝に係る取引があります。 当社株式を11,584株所有しております。
社外監査役	浅沼 唯明	当社株式を1,791株所有しております。
社外監査役	石田 義雄	当社株式を1,791株所有しております。 同氏が理事を務める(公財)日本交通文化協会に対し、当社が依頼する情報コンテンツ提供に関する報酬の支払いがあります。

これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

八．社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携については上記「(1) 二．損失の危険に関する規定その他の体制」、「(3) 監査役監査の状況」、「(3) 内部監査の状況」及び「(3) 会計監査の状況」に記載のとおりであります。

また当社は、社外取締役及び社外監査役に対し重要な会議への出席機会を保証し、かつ、情報収集活動をサポートする体制を整えております。これにより、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査に係る情報、内部監査に係る情報、会計監査に係る情報及び内部統制部門に係る情報が、社外取締役、社外監査役、内部監査人、会計監査人及び内部統制部門との間で共有され、各自の業務に有効に活用されることを図っております。

二．責任限定契約

社外取締役及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

ホ．社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に基づき、社外取締役又は社外監査役の独立性を判断しております。なお、上場会社から役員報酬以外に「多額」の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)の場合における「多額」とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超えることをいいます。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、原則として毎月1回、また、必要に応じて適宜監査役会を開催しております。監査役会は4名の監査役(うち、社外監査役3名)で構成され、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法律に関する知識を有する者が選任されております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	鈴木 清司	13回	13回(100%)
監査役(独立役員)	石渡 恒夫	3回	3回(100%)
監査役(独立役員)	南木 武輝	13回	13回(100%)
監査役(独立役員)	浅沼 唯明	13回	13回(100%)
監査役(独立役員)	石田 義雄	10回	10回(100%)

(注) 監査役石渡恒夫氏につきましては、2020年6月17日の辞任までの状況、監査役石田義雄氏につきましては、2020年6月17日就任後の状況を記載しております。

監査役会では、主に監査計画、内部統制システムの整備状況、会計監査人の監査の相当性、重点監査項目の状況(新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下での業績状況、構造改革の進捗状況、ガバナンス及びリスク管理体制、働き方改革関連法への対応状況)、会計監査人の評価、監査役の選任等について検討を行いました。

監査役の活動状況につきましては、各監査役は毎月の取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。取締役会への監査役の出席率は100%でした(社外監査役100%、常勤監査役100%)。常勤監査役は、その他の重要会議(経営執行会議、コンプライアンス・リスク管理委員会)に出席するほか、代表取締役社長及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員との定例会をそれぞれ開催し、意見交換を行っております。また、執行役員及び従業員からの業務執行状況のヒアリング、重要な決裁書類の閲覧、利益相反取引の点検、営業所往査、監査法人との連携および監査上の主要な検討事項の協議等を行いました。

内部監査の状況

内部監査については、社長直轄の監査部(人員4名)が担当しており、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき監査計画を立案し、当社及び当社グループ各社を対象に監査を実施しております。監査結果については、社長及びコンプライアンス・リスク管理委員会にて報告しており、指摘を受けた部署の長は改善報告書等により改善状況を報告しております。また、改善活動が長期に亘る場合は、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続き及び結果の概要につき報告を受け、意見交換を行うほか、期中において会計監査人の監査計画、重点監査項目、監査状況等の報告を受け、リスク認識や内部管理体制等についてディスカッションを行うなど、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行について協議しております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

常勤監査役は、効率的な監査の遂行のため監査部と都度情報交換を行うほか、監査部の定例会議に原則として毎週参加しております。監査部長は、内部監査の実施状況やリスク認識等について監査役に適宜報告しております。

(内部監査部門と会計監査人の連携状況)

監査部は、会計監査人と監査の実施状況や内部統制の状況及びリスクの評価等に関して意見交換を行い、緊密な連携を維持しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

b. 継続監査期間

22年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 御厨 健太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 武田 芳明

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 5名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。

現会計監査人は、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断して選定いたしました。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	41,500	1,950	39,000	550
連結子会社	-	-	-	-
計	41,500	1,950	39,000	550

前連結会計年度及び当連結会計年度における非監査業務に基づく報酬は、「収益認識に関する会計基準」に係る助言業務に対する報酬であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

イ．役員区分ごとの報酬等の総額等、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	譲渡制限付株式 報酬 (中長期インセンティブ)	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	165,801 (18,000)	142,008 (18,000)		23,793 (-)	23,793 (-)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	32,700 (19,200)	32,700 (19,200)		- (-)	- (-)	5 (4)
計 (うち社外役員)	198,501 (37,200)	174,708 (37,200)		23,793 (-)	23,793 (-)	10 (7)

- (注) 1. 上記の取締役(社外取締役を除く)の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)の報酬額を年額500百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、社外取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。また、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額を年額270百万円以内(うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内)と決議いただいております。
3. 上記の員数には、上記監査役の員数には、任期満了により2020年6月17日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役石渡恒夫氏を含んでおります。なお、期末現在の取締役の員数は7名であります。上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名が存在していることによるものであります。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

ロ．役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上の役員がないため記載を省略しております。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の報酬等(以下単に「報酬」といいます。)は、企業理念を實踐し、かつ企業価値向上を實現できる人材の獲得に資するものであることを前提に、経済環境や市場水準をふまえ各取締役に求められる役割・責任に応じた貢献に報いることを基本方針として、客観的な手続を経て決定するものとします。

また、当社取締役の報酬は、「固定基本報酬」、業績連動報酬である「短期インセンティブ」及び株式報酬である「中長期インセンティブ」で構成されており、詳細は以下の通りです。

・「固定基本報酬」は、各取締役に對し、その職責等をふまえて固定額を定め、金銭にて毎月支給するものとします。

・「短期インセンティブ」は、取締役のうち業務執行取締役に對して、年次賞与として、年1回金銭で支給するものとします。金額の決定にあたっては、各事業年度における会社の業績への貢献度の測定に最も適していることから、決算短信において公表している連結純利益の予想値を基本的な指標とし、その他取締役の役位及び担当事業の業績・成果等を勘案・評価して決定するものとします。なお、各事業年度の会社の業績により、支給しないこともあります。また、当事業年度を含む連結純利益の推移は、第1 企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移に記載のとおりです。

・「中長期インセンティブ」は、社外取締役を含む取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象として、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした内容の譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。なお、付与する額・数は、各対象取締役の職責等をふまえたものとし、かつ各事業年度の会社の各種業績指標やその他の定性的な要素を総合的に勘案して決定するものとして、在任中に年1回付与するものとします。

取締役のうち業務執行取締役に対しては、固定基本報酬と中長期インセンティブの割合をおおむね6：4と設定し、年次賞与が支給される場合には、中長期インセンティブの額を上回らない水準で支給するものとします。

業務執行取締役でない取締役に対しては、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額固定基本報酬での支給を基本としますが、必要に応じて中長期インセンティブの支給を検討し決定するものとします。

また、各取締役の報酬の内容の決定についての全部を取締役会から一任された代表取締役社長が、社外取締役の意見を聴取した上で、株主総会で決議された総額の範囲内で決定するものとします。

なお、上記の決定方針は、2021年2月25日開催の取締役会で決定したものであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役の意見を聴取していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、社外取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額を年額270百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2017年6月21日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

(3) 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、経営の機動性を確保する理由から、取締役会の委任決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の固定報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動報酬の額を決定することをその権限の内容として、代表取締役社長杉原章郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性及び当該純投資目的以外の目的である投資によって得られる当社の利益と投資額や保有に伴うリスク等を総合的に勘案して、その投資可否を判断します。また、純投資目的以外の目的である投資株式保有の適否については、当社の成長、事業展開等への寄与、投資効率等を勘案して担当部署が精査し、保有の継続について取締役会で検証を行っております。なお、保有に適切性・合理性が認められない場合は、適宜売却を行います。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	18	473,658
非上場株式以外の株式	2	134,506

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	140,000	協力・協業関係の強化のため取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	137,500
非上場株式以外の株式	2	552,278

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
(株)スマレジ	-	73,900	協力・協業関係の強化のため	無
	-	202,264		
(株)駅探	158,200	158,200	協力・協業関係の強化のため	無
	87,959	59,483		
(株)MS&Consulting	78,100	78,100	協力・協業関係の強化のため	無
	46,547	38,112		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2021年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務報告の信頼性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門的情報を有する団体等が主催する研修会に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,653,173	7,507,254
受取手形及び売掛金	4,172,261	2,741,754
未収入金	1,511,515	1,154,849
その他	871,123	842,395
貸倒引当金	205,621	581,667
流動資産合計	18,002,452	11,664,585
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	380,942	-
その他(純額)	463,352	-
有形固定資産合計	1 844,294	1 -
無形固定資産		
ソフトウェア	1,750,689	-
その他	72,835	-
無形固定資産合計	1,823,525	-
投資その他の資産		
投資有価証券	2 825,841	2 608,165
繰延税金資産	819,433	-
敷金及び保証金	1,594,025	1,274,138
その他	2 70,095	2 20,991
投資その他の資産合計	3,309,395	1,903,296
固定資産合計	5,977,215	1,903,296
資産合計	23,979,668	13,567,882

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	153,667	143,539
未払法人税等	505,411	57,599
賞与引当金	587,296	247,272
ポイント引当金	209,520	158,979
未払金	2,154,388	1,482,069
資産除去債務	-	111,738
預り金	315,724	1,675,578
その他	523,961	147,280
流動負債合計	4,449,971	4,024,059
固定負債		
資産除去債務	258,238	167,531
その他	900	900
固定負債合計	259,138	168,431
負債合計	4,709,110	4,192,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,334,300	2,334,300
資本剰余金	2,884,780	2,884,780
利益剰余金	18,732,221	8,745,156
自己株式	4,777,121	4,646,756
株主資本合計	19,174,181	9,317,480
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	65,015	6,308
為替換算調整勘定	27,800	20,477
その他の包括利益累計額合計	37,214	26,786
新株予約権	59,162	84,698
純資産合計	19,270,557	9,375,392
負債純資産合計	23,979,668	13,567,882

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	30,927,243	16,181,206
売上原価	10,136,469	7,458,275
売上総利益	20,790,774	8,722,930
販売費及び一般管理費	1 18,964,378	1 16,146,680
営業利益又は営業損失()	1,826,395	7,423,750
営業外収益		
受取手数料	-	27,272
貯蔵品売却益	-	30,128
助成金収入	8,261	4,822
ギフトカード失効益	45,803	95,578
その他	23,296	26,306
営業外収益合計	77,361	184,108
営業外費用		
コミットメントフィー	4,569	21,639
為替差損	5,100	8,405
営業外費用合計	9,669	30,044
経常利益又は経常損失()	1,894,087	7,269,686
特別利益		
事業譲渡益	135,595	37,443
投資有価証券売却益	-	564,793
特別利益合計	135,595	602,237
特別損失		
減損損失	-	2 1,982,745
投資有価証券評価損	379,875	117,322
その他	-	7,004
特別損失合計	379,875	2,107,071
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,649,807	8,774,520
法人税、住民税及び事業税	497,850	66,279
過年度法人税等	143,789	-
法人税等調整額	59,148	863,478
法人税等合計	700,788	929,758
当期純利益又は当期純損失()	949,019	9,704,279
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	949,019	9,704,279

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	949,019	9,704,279
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	94,895	71,323
為替換算調整勘定	12,916	7,323
その他の包括利益合計	107,812	64,000
包括利益	841,207	9,768,279
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	841,207	9,768,279

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,334,300	2,884,780	18,162,181	4,863,326	18,517,935
当期変動額					
剰余金の配当			327,851		327,851
自己株式の処分			51,127	86,204	35,077
親会社株主に帰属する当期純損失()			949,019		949,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	570,040	86,204	656,245
当期末残高	2,334,300	2,884,780	18,732,221	4,777,121	19,174,181

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	159,910	14,884	145,026	41,113	18,704,076
当期変動額					
剰余金の配当					327,851
自己株式の処分					35,077
親会社株主に帰属する当期純損失()					949,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	94,895	12,916	107,812	18,048	89,763
当期変動額合計	94,895	12,916	107,812	18,048	566,481
当期末残高	65,015	27,800	37,214	59,162	19,270,557

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,334,300	2,884,780	18,732,221	4,777,121	19,174,181
当期変動額					
剰余金の配当			187,474		187,474
自己株式の処分			95,312	130,364	35,052
親会社株主に帰属する当期純損失()			9,704,279		9,704,279
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	9,987,065	130,364	9,856,701
当期末残高	2,334,300	2,884,780	8,745,156	4,646,756	9,317,480

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	65,015	27,800	37,214	59,162	19,270,557
当期変動額					
剰余金の配当					187,474
自己株式の処分					35,052
親会社株主に帰属する当期純損失()					9,704,279
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	71,323	7,323	64,000	25,535	38,464
当期変動額合計	71,323	7,323	64,000	25,535	9,895,165
当期末残高	6,308	20,477	26,786	84,698	9,375,392

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,649,807	8,774,520
減価償却費	2,935,430	1,862,771
減損損失	-	1,982,745
貸倒引当金の増減額(は減少)	93,371	376,045
投資有価証券売却損益(は益)	-	564,793
賞与引当金の増減額(は減少)	122,557	340,024
ポイント引当金の増減額(は減少)	119,363	50,540
投資有価証券評価損益(は益)	379,875	117,322
事業譲渡損益(は益)	135,595	37,443
売上債権の増減額(は増加)	328,224	1,431,246
たな卸資産の増減額(は増加)	188,127	224,813
立替金の増減額(は増加)	65,668	59,575
未収入金の増減額(は増加)	124,923	226,898
仕入債務の増減額(は減少)	76,251	10,128
未払金の増減額(は減少)	214,390	672,262
前受金の増減額(は減少)	15,175	32,663
預り金の増減額(は減少)	334,258	1,359,854
その他	496,219	518,690
小計	4,549,719	3,359,794
利息及び配当金の受取額	8,634	6,658
法人税等の支払額	381,058	462,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,177,296	3,815,192
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	0	140,000
投資有価証券の売却による収入	-	689,778
有形固定資産の取得による支出	199,585	282,731
資産除去債務の履行による支出	41,867	205,456
事業譲渡による収入	550,000	27,448
ソフトウェアの取得による支出	379,870	566,640
敷金及び保証金の差入による支出	15,454	19,257
敷金及び保証金の回収による収入	268,980	338,361
その他	550	11,329
投資活動によるキャッシュ・フロー	182,752	147,168
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	327,507	187,373
財務活動によるキャッシュ・フロー	327,507	187,373
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,731	3,815
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,022,809	4,145,919
現金及び現金同等物の期首残高	7,630,364	11,653,173
現金及び現金同等物の期末残高	11,653,173	7,507,254

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ

株式会社ぐるなび総研

株式会社ぐるなびサポートアソシエ

都媽(上海) 信息咨询有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

上海万食通互聯网络技术有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) 上海万食通互聯网络技术有限公司

(関連会社) 株式会社日本食材情報

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、都媽(上海) 信息咨询有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金

ぐるなび会員等に付与したポイント等の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

減損損失 1,982,745千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社では、連結財務諸表の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定いたします。固定資産のグルーピングは単一のセグメントとしております。

兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結財務諸表へ計上しております。減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や経営環境の状況などを基礎とした、当社が利用可能な情報に基づいて予測した将来キャッシュ・フローをもとに判定を行っております。当社は、新型コロナウイルス感染拡大による外食産業の低迷等により収益性が低下しており、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスとなる見込みとなったことから、減損の兆候があると判断しております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行っております。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

固定資産の減損の認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測を主要な仮定としております。

重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして連結財務諸表に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産の認識は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に基づき、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。

当連結会計年度末将来の合理的な見積可能期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジュールリングの結果、回収が可能な将来減算一時差異を繰延税金資産に計上することとしております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来の課税所得を見込むに当たって、新型コロナウイルス感染症の影響について一定の前提を基に織り込んでおります。繰延税金資産の見積りに用いる一時差異等加減算前課税所得の見積りは、有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測を主要な仮定としております。

重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症拡大の状況及び将来の不確実な経済条件の変動などにより一時差異等加減算前課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度における連結財務諸表において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

3. 営業債権の回収可能価額の評価（貸倒引当金）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 581,667千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れに備えるため、債権区分に応じてそれぞれ回収不能見込額を見積もって計上しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

回収不能見込額の見積りは、相手先ごとの滞留状況および破産更生の事実の有無を主要な仮定としております。

重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況及び将来の相手先の財務状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に貸倒れた債権の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症に伴う当社の業績に関して、当社では、今後、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

従来より、「預り金」を「流動負債」の「その他」に含めて計上していましたが、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債の「預り金」が315,724千円増加し、流動負債の「その他」が同額減少しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、販売費および一般管理費に含めていた「コミットメントフィー」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より営業外費用の「コミットメントフィー」に表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の販売費および一般管理費が4,569千円減少し、営業利益及び営業外費用の「コミットメントフィー」が同額増加しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「預り金の増減額（は減少）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」が334,258千円減少し、「預り金の増減額（は減少）」が同額増加しております。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

なお、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容を記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,789,799千円	1,775,540千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	0千円	0千円
その他(出資金)	6,379	6,379

3 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	6,000,000千円	15,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	6,000,000	15,000,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

給与手当	7,080,261千円	6,035,861千円
販売促進費	1,923,660	1,297,771
貸倒引当金繰入額	115,599	618,720
賞与引当金繰入額	511,896	194,126
ポイント引当金繰入額	119,363	50,540

2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都千代田区他	事業用資産	建物及び構築物	390,756
		その他の有形固定資産	406,018
		ソフトウェア	800,817
		その他の無形固定資産	307,019
		その他	78,133

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。

当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	187,522千円	356,924千円
組替調整額	61,855	472,293
税効果調整前	125,667	115,369
税効果額	30,771	44,045
その他有価証券評価差額金	94,895	71,323
為替換算調整勘定：		
当期発生額	12,916	7,323
組替調整額	-	-
税効果調整前	12,916	7,323
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	12,916	7,323
その他の包括利益合計	107,812	64,000

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	48,675,100	-	-	48,675,100
合計	48,675,100	-	-	48,675,100
自己株式				
普通株式(注)	1,839,162	-	32,600	1,806,562
合計	1,839,162	-	32,600	1,806,562

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少32,600株は、譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成23年12月ストックオプションとしての新株予約権(株式報酬型)	-	-	-	-	-	4,968
	2018年4月ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	54,194
合計			-	-	-	-	59,162

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	140,507千円	3円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	187,343千円	4円00銭	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	187,474千円	利益剰余金	4円00銭	2020年3月31日	2020年6月18日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	48,675,100	-	-	48,675,100
合計	48,675,100	-	-	48,675,100
自己株式				
普通株式(注)	1,806,562	-	49,300	1,757,262
合計	1,806,562	-	49,300	1,757,262

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少49,300株は、譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成23年12月ストックオプションとしての新株予約権(株式報酬型)	-	-	-	-	-	4,968
	2018年4月ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	73,991
	2020年9月ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5,738
合計			-	-	-	-	84,698

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	187,474千円	4円00銭	2020年3月31日	2020年6月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	11,653,173千円	7,507,254千円
現金及び現金同等物	11,653,173	7,507,254

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。また資金調達については、自己資金を充当しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	11,653,173	11,653,173	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,172,261	4,172,261	-
(3) 未収入金	1,511,515	1,511,515	-
(4) 投資有価証券	299,860	299,860	-
(5) 敷金及び保証金	1,154,460	1,145,285	9,175
資産計	18,791,271	18,782,096	9,175
(1) 支払手形及び買掛金	153,667	153,667	-
(2) 未払法人税等	505,411	505,411	-
(3) 未払金	2,154,388	2,154,388	-
負債計	2,813,467	2,813,467	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	7,507,254	7,507,254	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,741,754	2,741,754	-
(3) 未収入金	1,154,849	1,154,849	-
(4) 投資有価証券	134,506	134,506	-
(5) 敷金及び保証金	829,952	817,595	12,356
資産計	12,368,317	12,355,960	12,356
(1) 支払手形及び買掛金	143,539	143,539	-
(2) 未払法人税等	57,599	57,599	-
(3) 未払金	1,482,069	1,482,069	-
負債計	1,683,208	1,683,208	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	525,980	473,658
敷金及び保証金	439,565	444,186

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(4)投資有価証券には含めておりません。

また、将来の償還予定時期が合理的に見込めない敷金及び保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 敷金及び保証金」には含めておりません。

3. 金融商品の連結決算日後の償還及び返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	11,653,173	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,172,261	-	-	-
未収入金	1,511,515	-	-	-
敷金及び保証金	-	433,322	145,167	575,970
資産計	17,336,950	433,322	145,167	575,970
支払手形及び買掛金	153,667	-	-	-
未払法人税等	505,411	-	-	-
未払金	2,154,388	-	-	-
負債計	2,813,467	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,507,254	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,741,754	-	-	-
未収入金	1,154,849	-	-	-
敷金及び保証金	-	108,814	145,167	575,970
資産計	11,403,858	108,814	145,167	575,970
支払手形及び買掛金	143,539	-	-	-
未払法人税等	57,599	-	-	-
未払金	1,482,069	-	-	-
負債計	1,683,208	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	202,264	49,984	152,279
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	202,264	49,984	152,279
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	97,596	138,232	40,636
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	97,596	138,232	40,636
合計		299,860	188,217	111,643

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額525,980千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	134,506	138,232	3,725
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	134,506	138,232	3,725
合計		134,506	138,232	3,725

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額473,658千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	689,778	564,793	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について379,875千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について117,322千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、退職給付制度として確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出型年金への掛金支払額は、前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)135,142千円、当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)127,051千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	1,624	1,173
販売費及び一般管理費	21,262	48,155

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2018年4月発行 新株予約権	2020年9月発行 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社従業員 467名	当社執行役員 7名
株式の種類別の スtock・オプションの数(注)	普通株式 68,000株	普通株式 330,100株	普通株式 23,400株
付与日	平成23年12月9日	2018年4月20日	2020年9月25日
権利確定条件又は行使条件	付与日の翌日(2011年12月10日)から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から行使することができるものとする。	付与日(2018年4月20日)以降権利確定日(2021年3月31日)まで継続して勤務していること。	割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33.4%について行使することができる。 割当日の2年後の応当日から割当日3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66.7%について行使することができる。 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。
対象勤務期間	自 2011年12月10日 至 2013年12月9日	自 2018年4月21日 至 2021年3月31日	自 2020年9月25日 至 2023年9月25日
権利行使期間	自 2011年12月10日 至 2041年12月9日	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日	自 2021年9月25日 至 2025年9月25日

(注) 2014年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成23年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2018年4月発行 新株予約権	2020年9月発行 新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	221,600	-
付与	-	-	23,400
失効	-	19,900	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	201,700	23,400
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	16,000	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	16,000	-	-

(注) 2014年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成23年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2018年4月発行 新株予約権	2020年9月発行 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1,519	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	311	367	(注2) 690 (注3) 687 (注4) 683

(注1) 2014年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までに行使できる新株予約権

(注3) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までに行使できる新株予約権

(注4) 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までに行使できる新株予約権

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

2020年9月発行新株予約権

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

権利行使期間開始日 (注1)	2021年9月25日	2022年9月25日	2023年9月25日
株価変動性 (注2)	52.541%	49.856%	47.675%
予想残存期間 (注3)	3年	3.5年	4年
予想配当 (注4)	8円/株	8円/株	8円/株
無リスク利率 (注5)	-0.150%	-0.150%	-0.151%

(注1) 本ストック・オプションは、段階的に権利行使が可能になるため、権利行使期間開始日ごとにストック・オプション

の評価単位を算定しております。

(注2) 予想残存期間と同期間の過去の日次株価に基づき算出しております。

(注3) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるも

のと推定して見積っております。

(注4) 過去1年間の実績配当金(2019年9月中間配当金及び2020年3月期末配当金)によります。

(注5) 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	-千円	2,223,565千円
減価償却超過額	728,286	1,072,288
貸倒引当金損金算入限度超過額	62,961	178,106
投資有価証券評価損	122,540	150,883
貸倒損失	21,798	93,296
賞与引当金	179,830	74,789
長期資産除去債務	79,072	51,298
一括償却資産損金算入限度超過額	17,164	49,257
ポイント引当金	64,155	48,679
短期資産除去債務	-	34,214
長期前払費用	-	23,755
未払賞与社会保険料	27,116	11,275
未払事業税	37,230	6,093
その他	95,523	104,243
繰延税金資産小計	1,435,679	4,121,746
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	546,686	1,898,180
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	2,223,565
評価性引当額小計(注)1	546,686	4,121,746
繰延税金資産合計	888,992	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	46,628	-
資産除去債務	22,930	-
繰延税金負債合計	69,559	-
繰延税金資産純額	819,433	-

(注)1. 評価性引当額が3,575,060千円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)15項に基づく会社分類の見直しに伴う将来減算一時差異に係る評価性引当額1,351,494千円及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額2,223,565千円を追加的に認識したことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 1	-	-	-	-	-	2,223,565	2,223,565
評価性引当額	-	-	-	-	-	2,223,565	2,223,565
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.0
住民税均等割	2.1	0.4

評価性引当額の増減	7.7	40.8
租税特別措置法上の税額控除	0.2	-
過年度法人税等	1.0	-
その他	0.8	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.5	10.6

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.0%～1.62%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	313,286千円	258,238千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
見積りの変更による増加額	-	229,941
時の経過による調整額	1,892	3,738
資産除去債務の履行による減少額	56,940	212,649
期末残高	258,238	279,269

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務の一部について、施設退去時に発生が見込まれる見積書等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額229,941千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更が当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等のうち一部については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	飲食店販促サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	28,406,051	2,521,192	30,927,243

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	飲食店販促サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	13,283,882	2,897,324	16,181,206

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	楽天株式会社	東京都世田谷区	286,645	インターネットサービス	直接 14.96%	兼任あり	資本業務提携関係	販売促進費	1,419,357	未払金	148,407

(注1)上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)取引条件及び取引条件の決定方針等

販売促進費については、市場価格等を勘案し当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。

(注3)楽天株式会社は2021年4月1日付で楽天グループ株式会社に商号変更をしております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
1株当たり純資産額	409円90銭	198円02銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	20円26銭	206円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20円25銭	- 銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
1株当たり当期純利益又は1株当り当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()(千円)	949,019	9,704,279
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又 は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ()(千円)	949,019	9,704,279
期中平均株式数(株)	46,844,577	46,903,520
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	15,978	-
(うち新株予約権(株))	(15,978)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	2018年 3月 30日 取締役会決議 2018年 4月 発行新株予約権 普通株式 330,100株	2018年 3月 30日 取締役会決議 2018年 4月 発行新株予約権 普通株式 330,100株

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少について)

当社は、2021年6月21日開催の第32回定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今般の新型コロナウイルス感染拡大が当社の経営成績及び財政状態に及ぼす影響を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するとともに健全な財務内容を維持するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額2,334,300,000円のうち、2,234,300,000円を減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額2,884,780,625円の全額を減少いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	2021年5月12日
株主総会決議日	2021年6月21日
債権者異議申述期間最終日	2021年7月29日(予定)
減資効力発生日	2021年7月30日(予定)

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,783,360	5,824,118	12,041,910	16,181,206
税金等調整前 四半期(当期)純損失 (千円)	3,767,766	4,915,344	5,939,319	8,774,520
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失 (千円)	3,777,487	5,446,485	6,486,112	9,704,279
1株当たり 四半期(当期)純損失 (円)	80.60	116.16	138.30	206.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失 (円)	80.60	35.58	22.16	68.59

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,480,044	6,776,716
売掛金	4,177,223	2,731,387
商品	110,867	92,490
仕掛品	1,850	1,348
貯蔵品	213,972	8,037
前払費用	441,782	478,450
未収入金	1,510,800	1,153,414
その他	115,604	272,791
貸倒引当金	205,621	581,667
流動資産合計	16,846,523	10,932,969
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,089,763	604,606
減価償却累計額	716,373	604,606
建物(純額)	373,389	-
工具、器具及び備品	2,512,098	1,138,735
減価償却累計額	2,052,160	1,138,735
工具、器具及び備品(純額)	459,938	-
リース資産	10,300	10,300
減価償却累計額	10,300	10,300
有形固定資産合計	833,328	-
無形固定資産		
ソフトウェア	1,750,189	-
その他	72,835	-
無形固定資産合計	1,823,025	-
投資その他の資産		
投資有価証券	825,841	608,165
関係会社株式	299,000	299,000
関係会社出資金	143,130	143,130
長期前払費用	31,714	14,611
繰延税金資産	818,922	-
敷金及び保証金	1,583,594	1,263,647
その他	31,550	-
投資その他の資産合計	3,733,752	2,328,556
固定資産合計	6,390,106	2,328,556
資産合計	23,236,629	13,261,526

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	153,667	143,539
未払金	2,184,011	1,554,575
未払法人税等	485,304	37,103
前受金	99,869	56,517
預り金	314,539	1,674,897
資産除去債務	-	111,738
賞与引当金	579,474	244,250
ポイント引当金	209,520	158,979
その他	405,131	75,351
流動負債合計	4,431,520	4,056,953
固定負債		
資産除去債務	258,238	167,531
その他	900	900
固定負債合計	259,138	168,431
負債合計	4,690,659	4,225,384
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,334,300	2,334,300
資本剰余金		
資本準備金	2,884,780	2,884,780
資本剰余金合計	2,884,780	2,884,780
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,979,833	8,385,428
利益剰余金合計	17,979,833	8,385,428
自己株式	4,777,121	4,646,756
株主資本合計	18,421,792	8,957,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	65,015	6,308
評価・換算差額等合計	65,015	6,308
新株予約権	59,162	84,698
純資産合計	18,545,969	9,036,141
負債純資産合計	23,236,629	13,261,526

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	30,894,410	16,168,647
売上原価	10,249,413	7,543,897
売上総利益	20,644,996	8,624,749
販売費及び一般管理費	1 18,919,582	1 16,169,898
営業利益	1,725,414	7,545,148
営業外収益		
貯蔵品売却益	-	30,128
受取利息	215	107
受取配当金	4,569	480,649
受取手数料	-	27,272
ギフトカード失効益	45,803	95,578
その他	13,704	18,867
営業外収益合計	64,292	652,603
営業外費用		
コミットメントフィー	4,569	21,639
為替差損	5,422	7,298
営業外費用合計	9,991	28,938
経常利益	1,779,715	6,921,482
特別利益		
事業譲渡益	135,595	37,443
投資有価証券売却益	-	564,793
特別利益合計	135,595	602,237
特別損失		
減損損失	-	1,973,230
投資有価証券評価損	379,875	117,322
その他	-	7,004
特別損失合計	379,875	2,097,557
税引前当期純利益	1,535,435	8,416,802
法人税、住民税及び事業税	464,688	31,848
過年度法人税等	143,789	-
法人税等調整額	59,353	862,967
法人税等合計	667,830	894,815
当期純利益	867,604	9,311,618

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	1,763,304	16.9	1,719,542	22.1
外注費		3,851,336	36.8	2,439,626	31.3
経費		4,837,663	46.3	3,635,393	46.6
総システム運営費用		10,452,304	100.00	7,794,562	100.00
期首仕掛品たな卸高		4,515		1,850	
合計		10,456,820		7,796,412	
期末仕掛品たな卸高		1,850		1,348	
他勘定振替高	2	205,556		251,165	
当期売上原価		10,249,413		7,543,897	

1 経費のうち、主たるものは次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	2,469,798	1,341,360
業務委託費	900,429	807,398
システム賃借料	549,784	580,078

2 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	205,556	251,165

(原価計算の方法)

当社の採用している原価計算の方法は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	17,491,206	17,491,206	4,863,326	17,846,961
当期変動額							
剰余金の配当				327,851	327,851		327,851
自己株式の処分				51,127	51,127	86,204	35,077
当期純利益				867,604	867,604		867,604
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	488,626	488,626	86,204	574,831
当期末残高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	17,979,833	17,979,833	4,777,121	18,421,792

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	159,910	159,910	41,113	18,047,986
当期変動額				
剰余金の配当				327,851
自己株式の処分				35,077
当期純利益				867,604
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	94,895	94,895	18,048	76,847
当期変動額合計	94,895	94,895	18,048	497,983
当期末残高	65,015	65,015	59,162	18,545,969

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	17,979,833	17,979,833	4,777,121	18,421,792
当期変動額							
剰余金の配当				187,474	187,474		187,474
自己株式の処分				95,312	95,312	130,364	35,052
当期純損失()				9,311,618	9,311,618		9,311,618
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	9,594,405	9,594,405	130,364	9,464,040
当期末残高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	8,385,428	8,385,428	4,646,756	8,957,752

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	65,015	65,015	59,162	18,545,969
当期変動額				
剰余金の配当				187,474
自己株式の処分				35,052
当期純損失()				9,311,618
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	71,323	71,323	25,535	45,788
当期変動額合計	71,323	71,323	25,535	9,509,828
当期末残高	6,308	6,308	84,698	9,036,141

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・仕掛品・貯蔵品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産除く)
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～15年
工具、器具及び備品	3年～20年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。
 - (3) 長期前払費用
均等償却によっております。
 - (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) ポイント引当金
ぐるなび会員等に付与したポイント等の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

減損損失 1,973,230千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」と同一のため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして財務諸表に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」と同一のため、注記を省略しております。

3. 営業債権の回収可能価額の評価(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 581,667千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」と同一のため、注記を省略しております。

4. 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症に伴う当社の業績に関して、当社では、今後、2022年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、販売費および一般管理費に含めていた「コミットメントフィー」は、当事業年度において金額的重要性が増したため、当事業年度より営業外費用の「コミットメントフィー」に表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の販売費および一般管理費が4,569千円減少し、営業利益及び営業外費用の「コミットメントフィー」が同額増加しております。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

なお、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容を記載しておりません。

(貸借対照表関係)

当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	6,000,000千円	15,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	6,000,000	15,000,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度80%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	6,474,280千円	5,466,060千円
業務委託費	2,195,946	2,238,526
賃借料	1,897,193	1,860,789
販売促進費	1,917,364	1,297,704
貸倒引当金繰入額	115,599	618,720
減価償却費	463,802	518,760
賞与引当金繰入額	496,383	191,104
ポイント引当金繰入額	119,363	50,540

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式299,000千円、関連会社株式0千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式299,000千円、関連会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 千円	2,223,565千円
減価償却超過額	728,286	1,072,288
投資有価証券評価損	260,550	288,893
貸倒引当金損金算入限度超過額	62,961	178,106
貸倒損失	21,798	93,296
賞与引当金	177,435	74,789
長期資産除去債務	79,072	51,298
一括償却資産損金算入限度超過額	17,164	49,257
ポイント引当金	64,155	48,679
短期資産除去債務	-	34,214
長期前払費用	-	23,755
未払賞与社会保険料	26,748	11,275
未払事業税	35,388	6,093
その他	95,523	104,243
繰延税金資産小計	1,569,083	4,259,757
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	680,602	2,036,191
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	2,223,565
繰延税金資産合計	888,481	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	46,628	-
資産除去債務	22,930	-
繰延税金負債合計	69,559	-
繰延税金資産純額	818,922	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.0
住民税均等割	2.2	0.4
受取配当金益金不算入額	-	1.7
評価性引当額の増減	8.9	42.5
租税特別措置法上の税額控除	0.2	-
過年度法人税等	1.1	-
その他	0.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.5	10.6

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,089,763	316,045	801,202	604,606	604,606 (384,158)	689,434 (384,158)	-
工具、器具及び備品	2,512,098	219,287	1,592,650	1,138,735	1,138,735 (403,813)	679,226 (403,813)	-
リース資産	10,300	-	-	10,300	10,300	-	-
有形固定資産計	3,612,162	535,333	2,393,853	1,753,642	1,753,642 (787,972)	1,368,661 (787,972)	-
無形固定資産							
ソフトウェア	9,671,647	332,457	2,419,017	7,585,087	7,585,087 (800,657)	2,080,089 (800,657)	-
その他	72,835	586,560	659,396	-	-	-	-
無形固定資産計	9,744,483	919,017	3,078,413	7,585,087	7,585,087 (800,657)	2,080,089 (800,657)	-
長期前払費用	31,714	104,646	121,749	14,611	-	-	14,611

(注) 1. 当期末減価償却累計額には減損損失累計額が含まれており、()内に内数で記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	事務所原状回復費用	229,941千円
工具、器具及び備品	コンテンツ用サーバー等費用	100,583千円
ソフトウェア	インターネット検索サービス関連ソフトウェア	281,303千円
その他	ソフトウェア仮勘定	586,560千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	事務所移転関連	801,202千円
工具、器具及び備品	コンテンツ用サーバー等費用	520,241千円
	PC入替え等	497,108千円
	事務所移転関連	250,076千円
ソフトウェア	インターネット検索サービス関連ソフトウェア	2,057,439千円
その他	ソフトウェア仮勘定	657,501千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	205,621	581,667	205,621	-	581,667
賞与引当金	579,474	244,250	579,474	-	244,250
ポイント引当金	209,520	158,979	-	209,520	158,979

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻し入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 (https://corporate.gnavi.co.jp/ir/koukoku/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第31期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月18日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月18日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第32期第1四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年7月30日関東財務局長に提出

第32期第2四半期 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年10月29日関東財務局長に提出

第32期第3四半期 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月4日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

2020年10月29日関東財務局長に提出

第32期第1四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書
であります。

2021年6月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく

臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月21日

株式会社ぐるなび
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御厨 健太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 芳明 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産から生じる減損損失計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

株式会社ぐるなびの当連結会計年度の連結損益計算書において、減損損失1,982,745千円が計上されている。このうち減損損失1,973,230千円は、親会社である株式会社ぐるなびで計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り) 1. 固定資産の減損」及び「(連結損益計算書関係) 2 減損損失」に関連する開示が記載されている。固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。株式会社ぐるなびは新型コロナウイルス感染拡大による外食産業の低迷等により、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスとなる見込みである。このため、当連結会計年度において減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の要否の判定が行われている。当該判定に用いられる金額は、経営者が作成した将来キャッシュ・フローの見積りを基礎として見積もられる。当該見積りにあたっては、有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測が仮定として用いられており高い不確実性を伴うため、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。以上から、当監査法人は、固定資産から生じる減損損失計上額の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

当監査法人は、固定資産から生じる減損損失計上額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。

(1) 内部統制の評価

固定資産の減損損失の認識の要否に係る判定及び減損損失の測定に関連する内部統制に係る整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、減損損失の認識の要否に係る判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる売上高予測を合理的に行うための統制に焦点を当てた。

(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価

将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するにあたって、当該見積りの基礎とされた主要な仮定である有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。

将来キャッシュ・フローの見積りの策定に関与した株式会社ぐるなびの経営企画部、飲食店支援事業部、プロモーション事業部、イノベーション事業部及び事業管理部に仮定の根拠を質問するとともに、将来キャッシュ・フローの見積りに関連する資料を閲覧し、回答の合理性を評価した。

有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加予測について、過去の増加実績の推移と比較し実現可能性について検討した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ぐるなびの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ぐるなびが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年 6月21日

株式会社ぐるなび
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御厨 健太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 芳明 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなびの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産から生じる減損損失計上額の妥当性

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「固定資産から生じる減損損失計上額の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「固定資産から生じる減損損失計上額の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。